

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産

取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの

再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの

取得原価

取得原価が不明なもの

再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。

② 無形固定資産

原則として取得原価

ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

なお、一部の連結対象団体においては、原則、取得原価としています。

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のないもの

取得原価

ただし、一部の連結対象団体においては、利息法によっています。

② 出資金

ア 市場価格のないもの

出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品

先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物

6 年～50 年

イ 工作物

5 年～60 年

ウ 物品

2 年～15 年

② 無形固定資産

定額法

(ソフトウェアについては、庁内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています。)

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

退職手当債務から千葉縣市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、千葉縣市町村総合事務組合における積立金額の運用益のうち当町へ按分される額を加算した額を控除した額及び一部の連結対象団体で計上された額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更 該当事項ありません。

(3) 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体名	区分	連結の方法	比例連結割合
長生郡市広域市町村圏組合（一般会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	6.02%
長生郡市広域市町村圏組合（特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	13.14%
九十九里地域水道企業団	地方公営企業	比例連結	4.83%
千葉県後期高齢者医療広域連合	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.14%
千葉縣市町村総合事務組合 （一般会計・退職手当事業）	一部事務組合・ 広域連合	みなし連結	-
千葉縣市町村総合事務組合 （一般会計・退職手当事業以外）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.02%
千葉縣市町村総合事務組合 （千葉県自治研修センター特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.99%
千葉縣市町村総合事務組合 （千葉縣市町村交通災害共済特別会計）	一部事務組合・ 広域連合	比例連結	0.67%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。
- ② 地方公営企業は、出資割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている

団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

普通財産のうち活用が図られていない公共資産

イ 内訳

土地 11,589 千円